

第 2 5 回

総会議事録

日 時 令和元年 5 月 13 日 (月) 13 時 15 分

場 所 山形市庁舎 (10 階) 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成 31 年 1 月 20 日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
欠	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第 2 ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第 3 ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第 1 ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第 4 ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鎧水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第25回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

5 議事

議 第126号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第127号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第128号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第129号 農用地利用集積計画について

6 報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良完了報告書の受理について

(5) 農地法第4条の規定による許可について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

(7) 運営委員会の結果について

7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和元年 6 月 13 日（木）

次回の委員調査について 令和元年 6 月 11 日（火）

8 そ の 他

9 閉 会

平成 31 年度第 25 回（5 月）総会議事録

（令和元年 5 月 13 日（月） 市庁舎 10 階 委員会開催室）

出席委員 23 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 15 分

事務局次長	(開 会)
会 長	(あいさつ)
事務局次長	<p>議事の前に現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数 24 名、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名であります。</p> <p>出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>これより、議事に移りますが、議長は、山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>なお、本日の傍聴人はおりません。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、4 番・會田 典男 委員、6 番・丹野 都弘 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議 第 126 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 1 ページをお願いいたします。</p> <p>議 第 126 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。2 ページの 1 号から 5 ページの 16 号まで 16 件です。</p> <p>はじめに、2 ページをお願いします。</p> <p>1 号について、無償受贈による経営拡張です。</p> <p>譲受人は農業をして 37 年になる方で、現在、子と 2 人で農業に従</p>

事しております。

なお、当該農地については、譲渡人は平成28年11月に農地法3条の許可を受けて取得し、平成29年中に農地の改良を行った農地です。当委員会の取扱要領では、山形市以外の方が取得した農地を譲渡する場合、取得から5年間耕作する必要がありますが、5年未満となりますので、この点についてもご審議をお願いします。

2号、3号については、同じ譲受人で、所有権移転による経営拡張です。

委員調査案件となっております。

3ページをお願いします。

4号について、所有権移転による新規就農です。

委員調査案件となっております。

5号について、所有権移転による新規就農です。

委員調査案件となっております。

6号、7号について、所有権移転による経営拡張です。

委員調査案件となっております。このあと、委員調査の報告がありますが、6号案件については、委員調査の聞き取り時に取下げの発言があり、事務局より「取下げ願い」の用紙を手渡しております。

8号について、隣接地の買受による経営拡張です。

譲受人は、平成27年に農業法人を設立しており、現在、3人が農業に従事しております。

9号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は、農業をして50年になる方で、現在、妻と子、子の妻との4人で農業に従事しております。

4ページをお願いします。

10号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は、農業をして40年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

11号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は、農業をして2年になる方で、現在、母と2人で農業に従事しております。

12号について、賃借権設定による経営拡張です。

委員調査案件となっております。

13号について、賃借権設定による経営拡張です。

委員調査案件となっております。

14号、15号については、同じ譲受人で、部分受贈及び使用貸借権設定による新規就農です。

委員調査案件となっております。

5ページをお願いします。

	<p>16号について、経営移譲年金受給のための使用貸借権設定です。借受人は、農業をして30年になる方で、1人で農業に従事しております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>2号、3号案件について10番 齋藤 委員から報告をお願いします。</p>
齋藤委員	<p>10番、齋藤です。2号、3号案件については、譲受人が同じなので併せて報告させていただきます。</p> <p>申請人及び内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、田1, 179m²、畑10, 641m²を所持しております。また、[REDACTED]に農地を購入し、農地改良を行っておりますが、山形市農地事務取扱要領によると市外在住者は農地取得後5年以上耕作する必要があるのですが、それが守られていない申請が、1号案件で出ております。</p> <p>なお、最低でも3年以上耕作することが必要であることや、この申請土地については農地改良の届出が必要であることを、付け加えておきました。</p> <p>また、[REDACTED]に所有の畠一町歩のうち約六反歩は何も作付していない状況です。</p> <p>[REDACTED]の農家証明には、農家の従事日数が本人と息子ともに100日となっておりますが、蔵王飯田の土地を購入した際に100日でなく200日で申請し、今回も150日と異なる日数を書いて申請しております。</p> <p>申請の場所は、[REDACTED]と住宅に囲まれており、隣接する住民によると出入口とする幅4m、長さ約30mほどの通路は公道ではなく、県の住宅公社が所有する土地であるということあります。</p> <p>申請土地は、譲受人の自宅から1.8km、車で約30分の距離にあるということあります。通えるかどうか聞いたところ、通えるということでした。</p> <p>申請土地をどう使うかと聞いたところ、キュウリ、ナス、トマト、ネギ等や、コスモス、芝桜の景観植物を作るということでした。</p> <p>キュウリ、トマトを作るには毎日の管理が必要であり、従事日数が100日で大丈夫なのかと聞いたところ、返答がありませんでした。</p> <p>聞き取り調査後は、利用計画書を提出しております。</p> <p>申請農地を確認したところ、トラクターで耕運しただけでは作付できる状態ではありません。どのように農地を再生するか方法は記載されておりません。</p> <p>譲受人は、ただ購入を頼まれたという一点張りで、申請土地をすべて効率的に利用し耕作を行うという条件には、現状の書類では当てはまりません。このような理由で許可相当とは判断できませんでした。</p>

	<p>許可相当となるには、農地再生計画及び作付管理、通路部分の確認、が必要と思われます。</p> <p>皆さんのご意見をお願いしたく、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、続きまして9番、丸子委員お願ひします。</p>
丸子委員	<p>9番、丸子です。4号案件について、報告いたします。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡理由につきましては、兼業による経営縮小であります。</p> <p>譲受人についてですが、権利の種類は、新規就農及び権利の移転です。職業は、農業兼大工です。妻と二人で農業を行っています。農作業の従事日数は、本人160日、妻180日です。使用目的は、キュウリとかナス、山菜などの自家野菜の栽培です。現在の耕作面積は、畑のみで488m²ですが、申請地を含めると3,050m²となります。</p> <p>申請地は自宅近くで、通作距離は約100mです。そのうち一筆は、所有している畑と隣接していること、耕運機、管理機を所有しているところから、耕作することには問題ないと思われます。</p> <p>ただし、現場を見てみると649番地の畑は東向きに傾斜していまして、斜度が推定20度で、縦方向、横方向ともに機械使用は危険と思われます。639-1番地は、傾斜が横倉の壁のように急傾斜であり、最大斜度が40度くらい、平らな部分で10度くらいですが、機械の進入路が狭く急傾斜で機械の使用は困難が予想されます。</p> <p>高齢でありますけれども、山で暮らしていることから、私よりも足腰がしっかりしているようでした。山間地農業という観点から考えますと、傾斜地でありますが、ブドウを栽培したい、開墾を楽しみたい、自分の理想の畑を作ることへの夢と希望を感じられました。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続きまして、5号案件について、10番、齋藤委員の方からよろしくお願ひします。</p>
齋藤委員	<p>10番、齋藤です。5号案件について報告させていただきます。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件は先月の総会にて、第124号、農地法施行規則第17条第2項により、平成31年4月の総会において議決されております。</p> <p>譲受人は以前より農業に興味を持っており、住宅に隣接した申請地を紹介され、宅地、居宅及び農地を購入し、農業を始めたいと思い、申請に至りました。</p> <p>農機具の所有状況ですが、鍬6丁、また、耕運機を購入予定で、トラクターでの耕運については作業の委託を行うということでした。</p> <p>譲受人は現在一人世帯で有りますが、申請土地の取得後は、息子の家族が譲受人の家と一緒に住むこととなり、農作業は、譲受人が中心となり、息子及び息子の妻に手伝ってもらいながら行う計画です。</p> <p>作付作物は、ジャガイモ、えんどう豆、アスパラ等のそ菜、柿、ぶ</p>

	<p>どう、となっております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは続きまして、7号案件、12号案件について、丸子委員から報告お願ひします。</p>
丸子委員	<p>7号案件から報告いたします。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請人は父親と息子ですが、息子さんが会社の代表取締役になっております。</p> <p>権利の種類は、所有権の移転となっております。</p> <p>譲受人の農作業従事日数は、父親が150日、息子が160日、母親が100日、息子の妻が50日となっておりますが、所有する農地8.5haの管理は二人の従業員が行っているということでした。</p> <p>所有する農機具は、耕運機、軽トラックです。トラクター、田植機、コンバインはリースで対応しているということでした。</p> <p>申請地は水稻転作の養魚池でありまして、使用目的は鯉の飼育であります。玉虫沼のところの池でも鯉の飼育を行っているということで、経験はあるということでした。販売等は考えていないということでした。</p> <p>通作距離は、約5.3kmで、車で約8分ということでした。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
丸子委員	<p>続きまして、12号案件について報告いたします。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>貸出の理由は、高齢化による経営縮小となっております。</p> <p>借受人は就農9年でありますけれども、山形市の認定農業者となっております。妻と二人で8年ほど前からブルーベリーの栽培を行っております。経営拡大をしたく農地を探していたところ、今回の申請地が見つかり申請に至ったということです。</p> <p>農業の従事日数は、本人が250日、妻150日、母親が200日となっております。</p> <p>農業機械の所有状況は、軽トラック、耕運機の所有となっております。トラクターは必要がなく、もし必要となれば、借りて耕運することでした。あと、防除もありませんので、動噴と防除機械は無いということでした。</p> <p>通作距離は5km、車で15分ということです。</p> <p>ブルーベリーの栽培方法ですけれども、酸性土を好むということで、水田をそのまま使用し、客土等、土壤改良無しで、軒下のチップを盛り上げまして客土として使用し、その下に防草シートを敷くと草が生えないわけですし、その上に簡易的なハウスを建てて、圃場全体をネットで覆って鳥害または虫害を防ぐというような、方法をとっております。</p>

	<p>以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続きまして、13号、14号、15号案件について、齋藤委員の方からお願ひします。</p>
齋藤委員	<p>10番の齋藤です。13号案件について、最初に報告させていただきます。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>借受人は、田6,000m²、果樹1,114m²にて、農業を約48年行っています。妻と一緒に行っているようです。</p> <p>トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、動噴等の農機具はほとんど所有しております。</p> <p>申請地は、自宅から100mの位置でして、貸出人は高齢化による経営縮小によって、借受人と隣同士なので、農地の賃貸借を契約したものです。なお、賃貸料は、[REDACTED]円です。</p> <p>また、借受人と貸出人の名字が一緒なので、親族なのかと問い合わせたところ、ただの名字が一緒だということだけでした。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
齋藤委員	<p>続きまして、14号、15号の調査を報告させていただきます。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人及び借受人は、将来的には祖父母の農業経営の継承を目指し手伝い、その後、新規就農支援研修に参加し、1年間山形県農業総合センター園芸試験場にて研修を受けております。</p> <p>譲渡人及び貸渡人は、祖父にあたり、今回申請土地について、同一世帯内での生前贈与と使用貸借の設定を行い、祖父母の経営とは別部門で新規就農し、独自に経営を目指し申請に至ったということでした。</p> <p>祖父母は父親を経営主として農業を行っているが、譲受人及び借受人は、母親とのみ農業を行うということでした。</p> <p>農機具等は、トラクター、軽トラックで、同一世帯の祖父母が所持しております。</p> <p>営農指導に関しては、村山市農業支援技術普及課およびJA西部営農センター等に指導を仰ぎ、農業団体には、JA山形飯塚支店、山形農業女子ネットワーク等に所属しております。</p> <p>畑には、キュウリ、トマト、ナス、ベビーリーフ、ハバネロ等の多種多様な品目を作付しております。作物の出荷先は、キュウリ、トマトは農協等に出荷し、その他の作物は、農協の4箇所の直売所で販売するため、少量多品種で作付しているということでした。</p> <p>今年7月に新規就農者の届出を出す予定で、新規就農給付金等は営農センターの補助金を含めて農政課に相談している途中であります。</p> <p>譲受人及び借受人は、農業に興味を持ち、やる気も有り、将来も展望できると思われます。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議の程、よ</p>

	ろしくお願いします。
議長	ただいまの事務局の説明及び委員の説明に対しまして、皆さんから質問、ご意見を受けたいと思います。
大築・農地部会長職務代理者	特に、2号、3号案件については許可できないのではないかと意見がございました。
齋藤委員	2号、3号、1号に関してなのですが、問題化されるのが、農地に入り出するにあたり通路とされる場所が、県の住宅公社の所有で、簡易道路のように登録されているわけです。その部分は公社の所有でありますので、前の地権者の為というようにあげているようなのですが、所有者が変わったら、そのへんはどうなるのかという問題があるかと思います。
議長	そのへんの問題はどうなのでしょうか。
事務局	進入路については、正式な貸し借りの契約を結ばなければならないのか、口頭でやりとりをするのか、というのは、公社との協議という話は一つも出ておりませんでしたので、更にこの申請人側からアクションを起こしていただいて、その結果をみて判断が必要なのではないのかと、感じるところでございました。途中経過というわけではないのですが、更なる調査が必要なのではないかと感じております。
議長	進入路に関しては以上のような報告でありますけれども、含めて皆さんの方からご意見を伺いたいと思います。
遠藤委員	11番、遠藤です。現状がどうなのかと思ってみたら写真がありましたので、私はこれを見る限り、トラクターで一度うなっただけでは、畑として使う事が出来る状態ではないので、再生の計画とともに必要になるのではないかと判断できるわけですが、写真を回覧するので見てもらっていいでしょうか。
齋藤委員	それと一緒にですね、耕作日数の問題ですが、■■■の農家台帳には100日と記載されています。その後の山形市の申請時に、その耕作日数では受け付けられないと言われて、いずれも訂正して申請しております。取得するためには、何でもやるような方かなと感じます。
高橋（徳）委員	7番、高橋です。昨年、1号案件の農地改良の確認で伺いました。譲渡人は社長をやっている方で、そんなに農業に従事できるのかなというのもありますし、農地改良についても、小さい段々の田んぼをならして、栗の木を植えるのだという状況だったのですけれども、ここで出荷するのかどうかというのではないのかなと、いうような状況が

	<p>見えたところでした。</p> <p>今回の申請土地の写真を見せてもらったのですけれども、何かをするための土地なのかな、というような感じにも見えるのですけれども、調査した現場はどうでしたか。何かできそうな場所でしたか。</p>
齋藤委員	葦 자체が山になっていて。
高橋（徳）委員	改良して、何かできそうな場所でしたか。
齋藤委員	<p>段差が2mぐらいあるのですよ。半分ぐらいずつ。低いところには残土を捨てるような可能性はあると思います。</p> <p>後で、付近の住民に話を聞いたのですが、[REDACTED]の移転の話が持ち上がっているようなのですよね。</p>
議長	要するに、もう少し精査する必要があるということですね。
齋藤委員	作物を育てるという条件であれば、再生計画と、作物を急遽変更するということで計画性が全くないと見ましたので、そこはもう少し審査する必要があるのではないかと思いました。
議長	他にございませんか。
齋藤委員	1号案件についてなのですが、3年3作が守られていません。先程、事務局が言ったとおり、どうしたら良いのかご審議お願いしたいのですが。
議長	1号案件ですけども、こちらも作付がされていないというような報告でありますけれども、こちらも含めましていろいろご検討いただきたいと思います。
事務局	1号案件について、補足を説明させていただきます。1号案件については、委員調査の前日に事務局の方で確認させていただきました。本人は栗を植えているというお話でありましたが、きれいに現在はなっている状態で、いつでも農地として使えるような状態、一度耕運したような状態で、優良農地の状態であることに違いがないということを確認してまいりました。その点だけ、付け加えさせていただきまして、新たに取得する方は純粋な農業者でありまして、こちらの方につきましては特に問題はないと考えております。以上を踏まえまして、ご検討よろしくお願ひします。
草苅委員	<p>農地事務取扱要領については、公にされている文書ですよね。山形市農業委員会での農地の取扱いはこうですよと。</p> <p>その基準に満たない農地をあげる事自体が、私は如何なものかと感じを持ちました。</p>

	もう一つは、無償受贈という、自ら農地の改良を行って無償で第三者に所有権を移転するという事ですが、その理由が、ちょっと説明がなかったなと感じがします。
議長	草苅委員より、取扱基準に満たない農地を上程するのは如何なものか、無償受贈についての詳細がよくわからない、とありましたけれども。
事務局	<p>今、草苅委員から話があった2件について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、一番わかり易い点から言うと、3年3作や5年5作の基準に満たない農地を上程している事についてですが、農地の再移動についての記載の中に、全て駄目というわけでなく、総会において特に必要だと認めた場合は、再移動ができるという項目がありますので、ここはご検討いただいた上で、必要だという判断があれば、権利の再移動もあるのかな、ということで受付けております。</p> <p>無償受贈の理由でございますが、ご本人の記載によりますと、当時、この農地については、[REDACTED]円で取得をしており、この許可の申請をした際、現地に赴かずに譲り受けたものの、実際には荒れていたので農地改良をして使っていたということです。今回、意欲のある農業者が現れたので、この方に無償で譲渡することにしたいということでございました。以上、2件の説明でございます。</p>
草苅委員	<p>山形市の農業委員会に限らず、全国の農業委員会は、おしなべて3年3作というような基準を設けて公にしているわけですね。それは短期的に土地を転がして不当な所得を得るために3条で権利を取得した人を制限する目的で設けているのです。この方は、農地改良をやった後も、何も耕作をしていない形態だと思うので、申請のあった段階で、きっちと指導していただくのが適切だと思いました。</p> <p>また、3条の案件で委員調査の案件が他にたくさんあるわけですが、問題となりそうな1号の案件が、委員調査の対象になっていないということが、たまたま2号、3号が同時に申請になったために、1号の案件が浮き彫りになつた状態になっているのですが、委員調査の対象とすべき案件をどのように選ぶのかというのを、あまり拘子定規的でないで、もう少し考えたら良いのではと感じました。</p>
事務局	このように聞いて、確認をしながら、委員調査を進めていきたいと思います。
大築・農地部会長職務代理者	<p>一点だけ、お願ひしたいと思いますが、2号、3号の案件ですが、当人から私に連絡がありました。</p> <p>この地区の前農業委員から斡旋をされて、農業委員会が仲介をするような形で、私はやむなく求める、というような発言がありました。</p> <p>私はそのような内容の発言は承知しておりません。これは、[REDACTED]の農業委員から確認していただきたいのですが、そのへんの流れがど</p>

	<p>うなっているのか、これは前から出ている問題であります、やっとこの場に来て、この内容の調査に入ったと私は理解しております、2年、3年絡みの問題ですので、その経過等につきまして、地元の農業委員の方から、再調査のお話が今ありましたので、その含みでご報告など願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
日下部委員	<p>████████の日下部ですけども、話だけは少し聞いていて、最初話しあつたけれど、その後、没になったということで。</p> <p>この現場が、親父さんが亡くなつてから、ほとんど耕作放棄地の場所ですね。それなので、ちゃんと耕作してもらえるのだったら買ってもらったほうが良いのでしょうかけれども、購入者に少し問題がありそうでということで、あと、前の委員の時からの兼ね合いで、前委員が推薦しているということは聞いたことはないので、再度確認してみます。</p>
大築・農地 部会長職務 代 理 者	<p>7番高橋委員が言ったように、████████、有る事も無い事も付け加えられると、我々の立場がありますから、そういうことはないでしょうと、私は言ったのですが、またこの案件を担当している委員会の担当者にお聞きしました。そういう事は一切ございません。でも、言う方は勝手ですから、そういう事を今度まき散らされると、いろいろ私どもの立場がありますので、そのへんの確認を再度お願いしたいと私の方からよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、1号については、再度調査をするということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
議 長	<p>ただいまの委員説明、事務局説明に対し、お諮りいたします。</p> <p>議第126号について、1号、2号、3号、さらに6号案件について許可保留とし、残りを許可相当することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第126号、農地法第3条の申請について、1号、2号、3号、さらに6号案件について許可保留、その他の案件については許可することに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第127号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議 第127号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p>

7ページの1号から9ページの11号まで11件です。

10ページをご覧下さい。

1号について、場所は大森で、市立高橋中学校から北東へ約1kmに位置しており、2種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築及び道路の拡幅です。

借り人は、現在、山形市内の社宅に妻と子供2人の4人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことや、夫婦共働きであることから、妻の実家近くに家を建て、子供の面倒をみてもらいたいと考え、妻の実家で所有する当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

11ページをご覧下さい。

2号について、場所は天神町で、穀物乾燥調整施設を含む農作業小屋の建設です。委員調査案件となっております。

12ページをご覧下さい。

3号について、場所は蔵王半郷で、市立蔵王第一中学校から南へ約900mに位置しており、1種農地と判断しております。

転用目的は、店舗併用住宅の増築です。

借り人は、現在、申請地に隣接する理容兼室住宅に理容室を営む母と妻、子供2人の5人で生活しております。このたび、店舗部分を残し、築47年となる住宅部分を建て替え増築するため、母が所有する当該農地を借り受け、店舗併用住宅を増築しようとするものです。

13ページをご覧下さい。

4号について、場所は下東山で市立高瀬小学校から南東へ約500mに位置しており、2種農地と判断しております。

転用目的は、車庫及び小屋の建築です。

このたび、借り人が所有し、軽トラックと農作物の保管等に使用してきた農作業小屋と、息子が所有する農地の一部が、同地区を流れる大門川の河川改修に伴う道路用地として収用されることとなつたため、農作業小屋の建て替えが必要になったことから、現在の居住地に隣接し、息子が所有する当該農地を借り受け、車庫及び小屋を建築しようとするものです。

14ページをご覧下さい。

5号について、場所は釈迦堂で、資材置場及び駐車場の設置です。委員調査案件となっております。

15ページをご覧下さい。

6号について、場所は柏倉で、建築条件付きの宅地分譲です。

委員調査案件となっております。

「建築条件付き」の記載ですが、これまで住宅等のための土地造成のみでの許可ができないため「建壳分譲」での申請しか受け付けておりませんでしたが、農林水産省より転用の取扱を変更し「建築することを条件とした売買契約を予定し、なつか一定期間内に、この契約が

できなかつた場合は申請者が確実に建築するときは宅地分譲での許可が可能」との通知があつたことら、このたびは、建築条件付きの宅地分譲での申請となつております。

16ページをご覧下さい。

7号について、場所は風間で、JR楯山駅から南西へ約350mに位置しております、3農地と判断しております。

転用目的は、先ほどと同じく建築条件付きの宅地分譲です。

譲受人は、不動産の売買や土木建築の企画等を営む法人ですが、JR楯山駅や小学校に近く、自然豊かで環境のいい場所に分譲住宅を計画すれば需要が見込まれると考え、当該農地並びに隣接する宅地と原野を譲り受け、建築条件付きの宅地分譲をしようとするものです。

17ページをご覧下さい。

8号について、場所は飯塚町で市立宮浦小学校から南西へ約800mに位置しております、2農地と判断しております。

転用目的は、駐車場の設置です。

譲受人は、不動産業を営む法人ですが、東京に住んでいる譲り渡し人から土地処分の相談を受け、検討していたところ、周辺住民から駐車場が不足しております駐車場として利用したいとの声を受け、このたび当該農地と併用地の雑種地を譲り受け、駐車場を設置しようとするものです。

18ページをご覧下さい。

9号について、場所は長谷堂で、市立本沢小学校から南西へ約1.3kmに位置しております、1農地と判断しております。

転用目的は、敷地拡張して駐車場の設置です。

譲受人は、各産業分野の自動機、ロボットシステム等の設計・製造・販売を行つてゐる法人ですが、受注増に伴つて資材の搬入・搬出が増えたことから、従業員駐車場として利用してきたスペースも、大型トラックの出入りやユニッククレーン車の運搬作業に使用するため、隣接する当該農地に敷地を拡張し、従業員駐車場を設置しようとするものです。

19ページをご覧下さい。

10号について、場所は落合町で、山形市総合スポーツセンターから南東へ約300mに位置しております、2農地と判断しております。

転用目的は、建売分譲住宅の建築です。

譲受人は、住宅建築・販売等を営む法人ですが、落合地区に住宅建築を望む顧客が多いことから、学校・医療施設・商業施設など住環境の整つた当該地区に駅や小学校に近く、自然豊かで環境のいい場所に分譲住宅を計画すれば需要が見込まれると考え、当該農地を譲り受け、建売分譲住宅を建築しようとするものです。

20ページをご覧下さい。

11号について、場所は漆山で、山形刑務所から西へ約350mに位置しております、2農地と判断しております。

	<p>転用目的は、住宅の敷地拡張です。</p> <p>譲受人は、土地の形状や生活の利便性から、農地法を理解しないで20年以上前に祖父同士が土地を交換し、当該農地を自身の土地と考え利用してきたが、このたび譲り渡し人と協議し、現状に合わせて農地を分筆し、現状のまま庭として利用しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>2号案件について、10番 齋藤 委員から報告お願いします。</p>
齋藤委員	<p>2号案件について報告させていただきます。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この議案は、先月7月の総会にて、第123号議案「山形農業振興地域整備計画の変更について」の「農用地利用計画の変更」で回答しております。その後、農用地区域内農用地から、農用地区域内農業用施設用地に用途変更になっております。</p> <p>ただ、審議の中で、申請土地は宅地の中で [REDACTED] に近いので、粉塵等の説明を、学校及び近隣住民にして理解を得ているのかというのが、指摘されたものでございます。</p> <p>借人は、約6.3ヘクタールの水田を作付けしている農業法人であります。農業経営改善計画認定申請にあたり、目標とする20ha分の水稻を処理するため、乾燥機を2基から3基に増設、あわせて光選別機及びフレコン対応計量器を導入し、これらをプラント化できる乾燥調製施設を含む農作業小屋を建設するため、既存の施設に隣接する当該農地を農業用施設に用途を変更し、申請したものでございます。</p> <p>申請地は [REDACTED] から西へ約30mの場所に位置する農地でございます。</p> <p>7月の総会で指摘されました乾燥施設ということで、粉塵等の問題ですが、[REDACTED] が近くにありますが防御柵は高めに設置し、穀殻等は現在使用しているハウスに排出している場所があるのですが、そこに排出予定です。また、借人は [REDACTED]、学校とは綿密に連携をとっているようでございます。[REDACTED] 学校及び近隣住民には説明を行い、理解を得ているという話でした。</p> <p>土地改良区は該当いたしません。</p> <p>汚水は、ありません。生活雑排水は、ありません。雨水は、地下浸透です。</p> <p>開発許可是、不要です。あと、補助金等は該当しないそうです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、5号案件及び6号案件について、9番丸子委員の方から報告お願いします。</p>

丸子委員	<p>9番、丸子です。5号案件について報告いたします。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、土木・建築工事を請け負う法人です。事務所は市街化区域内にある自宅に置き、土木建築資材は、会社経営を独立する前に、共同経営で使用していた資材置場間借りさせてもらっていました。このたび撤去を求められ、土地を探していました。事務所付近は、住宅街であるため、資材置場として適した場所の確保は難しく、仕事の状況から土地の選定にあたっては、事務所のある、みはらしの丘からは離れていても、宮城や福島の現場がほとんどであることや乗り合いで現場に向かう関係上、山形蔵王インター付近で近隣に騒音などで迷惑のかからない場所で検討したところ当該農地が見つかり申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>申請地は山形蔵王インターインゲンジより北東へ約800mで、10ha未満の土地改良事業未施行地小集団の農地であることから、2種農地と判断しました。土地改良区は地区外となっております。</p> <p>被害防除対策としましては、汚水、生活雑排水はありません。雨水は地下浸透です。</p> <p>開発許可は不要です。開放型事業場開設届出書が市の環境課に受理されております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。</p>
丸子委員	<p>続きまして、6号案件について報告いたします。</p> <p>申請人及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、西山形地区内で小学校からも近く、自然豊かで環境の良いところに分譲住宅を計画すれば需要も見込めると土地を探していたころ、宅地919.37m²と隣接する当該農地525.57m²が見つかり申請に至りました。第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。また、建築を条件に宅地分譲を許可するものです。</p> <p>申請地は山形市立西山形小学校より南東へ約550mの場所に位置する農地であります。10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地と判断しました。地目が畑でありますので、土地改良区には該当しません。</p> <p>被害防除対策としましては、汚水、生活雑排水はありません。雨水は地下浸透です。</p> <p>開発許可は申請済みです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

議長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第127号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第127号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議長	<p>議 第128号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>議 第128号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。</p> <p>内容については、22ページの1号から26ページの53号までの53件です。</p> <p>22ページをお願いします。</p> <p>1、2号について、農協転貸の利用集積の解約で、経営縮小を理由に借人主導の解約です。 土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>3、4号について、農協転貸の利用集積の解約で、労力不足を理由に借人主導の解約です。 土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>5号について、利用集積の解約で、構成員となっている法人への集積のため借人主導の解約です。 土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>6号から8号については同じ借受け人による、利用集積の解約で、構成員となっている法人への集積のため借人主導の解約です。 土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>9、10号と11、12号については同じ借受け人による、農協転貸の利用集積の解約で、構成員となっている法人への集積のため借人主導の解約です。土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>13、14号について、農協転貸の利用集積の解約で、構成員となっている法人への集積のため借人主導の解約です。 土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>23ページをお願いします。</p> <p>15、16号と17、18号については同じ借受け人による、農協転貸の利用集積の解約で、構成員となっている法人への集積のため借人主導の解約です。土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>19、20号について、農協転貸の利用集積の解約で、借受け人の申出による解約です。土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。</p>

21、22号について、農協転貸の利用集積の解約で、耕作不便等を理由に借人主導の解約です。土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。

23、24号について、農協転貸の利用集積の解約で、借受け人の申出による解約です。土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。

24ページをお願いします。

25、26号と27、28号については同じ借受け人による、農協転貸の利用集積の解約で、借受け人の申出による解約です。
土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。

29、30号と31、32号については同じ借受け人による、農協転貸の利用集積の解約で、労力不足を理由に借人主導の解約です。
土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。

33、34号と35、36号と37、38号については同じ借受け人による、農協転貸の利用集積の解約で、高齢化を理由に借人主導の解約です。土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。

25ページをお願いします。

39、40号について、農協転貸の利用集積の解約で、労力不足を理由に借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

41、42号について、農協転貸の利用集積の解約で、借受け人の申出による解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。

43号から45号については同じ借受け人による、利用集積の解約で、労力不足を理由に借人主導の解約です。
土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

46号について、農地法3条による賃貸借契約の解約で、高齢化を理由に借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。

26ページをお願いします。

47、48号について、農地中間管理事業に係る農地賃貸借契約の解約で、耕作不便等を理由に借人主導の解約です。
土地引渡し後の状況は、貸付希望です。

49号について、残存小作地の賃貸借の解約で、兼業による経営縮小を理由に借人主導の解約です。
土地引渡し後の状況は、農地法で貸付です。

50号から53号については同じ借受け人による、農地法3条による賃貸借契約の解約で、農業廃止を理由に借人主導の解約です。
土地引渡し後の状況は、自作です。

以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。

農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議長	無いようですのでお諮りします。議 第128号について、受理することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第128号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決します。
議長	次に進みます。 議 第129号 農用地利用集積計画について、上程します。 なお、本議案には、1番 安達 委員、3番 長澤 委員、8番 日下部 委員、9番 丸子 委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただくことになります。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書 27ページをお願いします。 議 第129号 農用地利用集積計画についてです。 はじめに、利用権設定についてですが、 1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、 田が 1,181,806.96 m²、畑が 45,772 m²、 樹園地が 38,620 m²、合計で 1,266,198.96 m²です。</p> <p>申請件数は、354件で、この内、農協転貸を1件でカウントしますと、実質 191 件です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、 稲作が 1,158,756.96 m²、麦類が 23,050 m²、 施設園芸が 9,796 m²、露地野菜が 32,652 m²、 果樹が 38,620 m²、花卉が 3,324 m²です。</p> <p>契約期間別では、 3年以上 6年未満が 158 筆 286,153 m²、 6年以上 10年未満が 118 筆 234,765 m²、 10年以上が 386 筆 745,280.96 m²です。</p> <p>内訳につきましては、29ページから 91 ページに記載のとおりです。</p> <p>次に、所有権移転について、28ページに戻っていただいて、右上の2. 所有権移転のところですが、 田が 8,702 m²、樹園地が 4,678 m²、合計で 13,380 m²です。</p> <p>内訳については、92ページの1号から4号の4件で、内容は記載のとおりです。</p>

	<p>このたびの農用地利用集積計画の公告日につきましては、令和 元年 5月 25 日（土）を予定しております。</p> <p>以上、農用地利用集積計画について適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議第 129 号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
議 長	全員異議なしと認め、議第 129 号 農用地利用集積計画について、原案のとおり意見を決定することに決します。
議 長	これで議事を終了します。
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の(1)から(6)まで、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>続きまして、報告事項として、(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、から、(6)農地法第5条の規定による許可について、まで報告いたします。</p> <p>93ページをお願いします。</p> <p>報告事項(1)の農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、94ページの1号から96ページの12号まで12件を受理しております。</p> <p>次に、97ページをお願いします。</p> <p>報告事項(2)の農地法第4条届出書の受理につきましては、98ページの1号から4号まで4件を受理しております。</p> <p>次に、99ページをお願いします。</p> <p>報告事項(3)の農地法第5条届出書の受理につきましては、100ページの103号から102ページの16号まで17件を受理しております。</p> <p>次に、103ページをお願いします。</p> <p>報告事項(4)の農地改良完了報告書の受理につきましては、104ページの12号2号まで5件について受理しております。</p> <p>次に、105ページをお願いします。</p> <p>報告事項(5)の農地法第4条の規定による許可につきましては、106ページの9号の1件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、107ページをお願いします。</p>

	<p>報告事項(6)の農地法第5条の規定による許可につきましては、108ページの89号から109ページの94号まで7件について許可書を交付しております。</p> <p>事務局から、第25回総会の付議事項については以上であります。</p>
議長	<p>次に、(7)運営委員会の結果について、大築・会長職務代理者から報告願います。</p>
大築・会長職務代理者	(運営委員会の結果について報告。)
議長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願ひします。
事務局	<p>次回の定例総会は、6月13日 木曜日、午後1時15分から開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、6月11日 火曜日です。</p> <p>調査委員については11番 齊藤紀江 委員と12番 梅津 実 委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。
齋藤委員	一つ質問なのですが、運営委員会の資料なのですが、今まで議題にあがっているものをまとめて各委員に出していると思われます。今回バラバラでどれがどれだかわからなくて説明が追い付かなくているのですが、そのへんはどうなのでしょうか。
大築・会長職務代理者	どの程度までお手元に置くべきでしょうか。
齋藤委員	今まで運営委員会の議事の資料がまとまって配布されていました。今回バラバラなのだが、何か変更点があったのでしょうか。
大築・会長職務代理者	特別、変更点は無くて、スムーズに皆さんのお手元に資料が配布されていると思ったのですが。
齋藤委員	運営委員会の資料が抜けているのでしょうか。これも当日ですから、全然目を通せないので。よろしくお願ひします。
議長	次回から、まとめて配布するよう事務局にお願いします。
議長	それでは、他に新関委員の方からお願ひします。
新関委員	(穂豊帆5月号の内容について報告)

議長	皆さんから、その他にございませんか。
大築・会長 職務代理者	<p>事務局からも指導お願ひしたいのですが、何回か前に宅地の造成につきまして、宅地分譲でけっこう大きな面積を分譲し、場所は [REDACTED] [REDACTED]になりますが、10棟あたり売りに出ております。</p> <p>そこで、我々も許可を出しているわけですが、隣地が果樹園であります。今SS（スピードスプレーヤー）で盛んに消毒をしております。</p> <p>そこまで私たちも気づけば良いのでしょうか、民家との境目の消毒につきまして、少し、いざこざが出ております。</p> <p>許可したのは私どものですが、このへんの指導を今後どのようにしていったら良いものか、私も問い合わせられたのですが、回答に困りましたので、事務局の判断もあればお聞きしたいと思います。</p>
議長	そういう事情ですが、果樹をやっている人は大部気を付けて通常はいるのですけども、隣接する宅地との絡みの中では、どのようになさいているのか、近くで果樹を栽培されている方はありますでしょうか。
柏倉委員	13番柏倉です。住宅地の近くでは、手散布並びに防風ネットで飛ばないように配慮しているのですが、後から移ってきた方から文句を言われ易いです。従来どおりやってきたのだけど、それなりにやっても、どうしても防風ネットを越してしまい、何とかしてくれ、と強く言われてしまいます。やはり、手散布で対応しないと無理なのかな、と思います。
佐藤（和） 委員	<p>私も [REDACTED] 住宅団地に隣接した果樹畠を持っておりまして、朝早くに消毒に行くのですが、車に飛散しないようにとか大変気を使っています。</p> <p>住民に農薬の散布について聞いたところ、自分たちが後から来たのだから気を使わないでくださいと言われ、大変良心的な方であった。</p> <p>でも、かけた方が悪くなるので、やはり手散布が良いと思う。</p>
議長	手散布しないとどうにもならないし、手散布してもかかってしまうという状況では、お互い話し合いができれば良いけど、話し合いで決まる問題でもないですね。
遠藤委員	11番遠藤です。何件か宅地分譲の調査をさせていただいた時に、住宅メーカーさんに、周りが農地であるので、農作業の音とか消毒とかがありますよ、ということを、分譲で買われる方には説明していただきたいですと、私は申し添えていました。ただ、本人にどれだけ伝わるかというのはわからないので、やはり、そこを、もうちょっと買う時に徹底して、こういう場所なのだよ、ということを伝えて購入していただくしかないのかな、と思います。

議長	緩衝地帯があつて余裕を持って消毒ができれば良いのですけど、隣の農地のギリギリまで建ててしまつと、難しい問題が起つてしまつます。
大築・会長 職務代理者	<p>それと同じような問題を、園芸施設でも抱えています。</p> <p>虫除けでLEDのグリーンのランプを下げているのですが、道路を挟んだ向かい側の住宅から、眩しくて眠れないとの苦情が来ました。</p> <p>それ以降、相手とはいいろいろ話をしたが、納得してもらつていません。</p> <p>これについては、県から指導を受けてやつてはいるのです、と言っても、そういう人は全然受け付けないこともあるので、皆さん苦しいところでやつてはいるのかなと、思つたりします。</p>
議長	光の問題それから農薬の問題も、後で来たのが悪い、とは言えないですね。
事務局	記憶が定かではないのですが、十数年前に、農薬飛散防止法という法律ができて、農薬を使う側が注意しなければならないという法律があつて、当時農政課とか農業関係者に大部周知を図つたと思うのですが、そのような通知が来ていたということを御存じの上でお話いただいているということでよろしいでしょうか。
議長	わかつてはいるから、話をしています。
事務局	ありがとうございます。
推名委員	<p>17番推名です。今の理論で言うと農薬を昔から散布をしている場所に、家を建てたわけですよね。</p> <p>ですから、昔から農薬散布している人には、納得できない部分がありますよね。</p> <p>だとすれば、住宅メーカーなり不動産屋さんの売つた側や許可した側にも、責任があるはずですよね。</p> <p>あとは、当事者側ばかりにまかせるのは、納得がいかないですよね。</p> <p>飯塚の場合ですとビニールハウスがいっぱいあるのですけども、換気扇を使つてはいるのですが、その1mも離れていないところに新しい家が建つたりしています。</p> <p>それでも元々そこで農家をしていた人が負けるのですよね。</p>
議長	負けるところに少し悔しさがありますよね。
丹野委員	<p>私の地区も果樹地帯なのですけれども、ほとんど住宅を建てるというのはないのですよ。</p> <p>しかし、かなり際まで住宅は建つてはいます。SSは持つていても際は手散布をしております。</p>

	<p>時間帯なのですが、本当は朝の日の出の5時か5時半ぐらいから始めたいのですけれども、時間帯を少しずらして、だいたい6時近くからの散布し、農家人全体が気を使っているような状態なので、新しい人が入ってくればそういう問題が起きてくるのかな、と思ったところです。</p>
議長	困った問題ですね。
遠藤委員	<p>11番遠藤です。今までの話を聞いて、私も畜産をしているのですが、近所が自宅の近くにあるのですが、新規の方はいらっしゃらないので、大目に見ていただいているのですけど、新しい人が来たらやはり、そういう問題が起きてしまうんだろうな、と思っています。</p> <p>今現在、困っていらっしゃる当人同士が話し合うと、うまくいかないだろうな、というところがあるので、仲介役をしてくれるような、それが弁護士さんなのかわからないのですけれども、農業の知識に長けた人が間に入れば、当事者同士では、感情的になって、こじれてしまうので、そういうものを斡旋する仕組みも必要なのかと、単純に考えてみました。</p>
議長	<p>どうしたらよいかという結論は、出せれば出せるのですけれども。農家側がかなり気を使っているという実態はあろうかと思います。でも、後で来た人に対して言われるのは癪だなあと思うのですが、何ともこれはしようがないなあと思います。</p> <p>お互い住む地域の中で話し合いをして、この時間帯とこの時間帯に農薬を散布するとか、ライトの問題も、これは時間差でとはいかないですが、農薬を使わなくともライトの光で殺虫できるというのは良い方向だなと思います。</p> <p>なかなか結論が見えたというところまでは行かないのですけれども、追々話し合いながら進めていかなければならぬ問題だと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>何もなければ、これで第25回総会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p>(閉会午後3時10分)</p>

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議長 [REDACTED]

議事録署名委員 [REDACTED]

議事録署名委員 [REDACTED]